

# Weekly Report

第402号  
平成29年3月27日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 知っておきたい個人情報保護法の基本ルール

今年5月30日から改正個人情報保護法が全面施行されます。

### ◆中小企業をはじめ全ての事業者が適用対象に

改正に伴い、同法の適用除外規定（取り扱う個人情報の数が5千人以下である事業者は適用除外）が廃止となり、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している事業者は営利・非営利を問わず、適用対象となります（NPO法人、自治会等も該当）。

同法上の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいい、例えば、氏名・生年月日、顔写真、マイナンバー、免許証番号などです。

### ◆個人情報取扱事業者が守るべき基本的ルール

個人情報を取り扱う際に守るべき基本的なルールは以下の通りです。

◎取得・利用…個人情報の利用目的を具体的に特定し、個人情報を取得する際に利用目的を本人に通知又は公表します（取得状況から利用目的が明らかであれば通知等は不要）。また、取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利

用します。

◎保管…情報の漏えい等が生じないように安全管理を徹底し、従業員や委託先に適切な監督を行います。

◎提供…個人情報を第三者に提供する場合は原則、本人の同意が必要です（法令に基づく場合や、人命の保護に必要な場合などはを除く）。また、第三者に提供した場合又は第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録し保存する必要があります。

◎開示請求への対応…本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等を行います。また、苦情を受けた時は、適切かつ迅速に対処します。

## 29年度固定資産の縦覧・閲覧制度について

29年度固定資産税の縦覧・閲覧が、4月3日から始まります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度は、納税者が所有している土地や家屋と同一市区町村内の他の土地や家屋の価格を比較することで、その評価額が適正かどうかを確認できる制度です（期間は各地で異なりますが通常は第1期納期限まで）。

固定資産課税台帳の閲覧制度は、納税義務者が自己の資産について記載された内容を確認できる制度で、借地借家も関係する土地や家屋を閲覧することができます（期間は原則通年）。

なお、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、審査の申出ができます。

## 振替納税についての証明書が必要な場合

国税を口座振替で納付した場合、従来は金融機関から領収書が送付されていましたが、今年から領収書の送付が取りやめとなりました。

振替納税を利用している方で書面による証明が必要な場合は、振替納税により国税を納付した事実の証明兼証明書を所轄税務署に提出（郵送も可）することで、証明書が交付されます。

なお、e-Taxで申告所得税又は消費税を申告している方は、e-Taxホームページ上で振替納税結果を確認できます。